平成 30年 6月 26日 開会

平成 30年 6月 26日 閉会

平成30年(2018年)第2回 紀北町議会(臨時会)会議録

平成30年第2回紀北町議会臨時会議事日程 平成30年6月26日 (第1号)

日	程	議事		
第	1	会議録署名議員の指名		
第	2	会期の決定		
第	3	諸般の報告		
第	4	議案第44号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の 締結について		
		閉 会		

平成30年(2018年)第2回紀北町議会臨時会会議録 (第 1 号)

平成30年6月26日 (火曜日)

平成 30 年 (2018 年) 第 2 回紀北町議会臨時会会議録 (第 1 号)

招集年月日 平成30年6月26日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成30年6月26日(火)

応招議員

1番	岡村哲雄	2番	大西瑞香
3番	原 隆伸	4番	谷 節夫
5番	奥村 仁	6番	樋口泰生
7番	太田哲生	8番	瀧本 攻
9番	近澤チヅル	10番	入江康仁
11番	家崎仁行	12番	玉津 充
14番	東 清剛	15番	平野隆久

不応招議員

13番 奥村武生

16番 中津畑正量

地方自治法第 121 条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

 町
 長
 尾上壽一
 副
 町
 長
 中場
 幹

 総務課長
 濵田多実博
 財政課長
 水谷法夫

農林水産課長 上野和彦 海山総合支所長 玉津武幸

職務の為出席者

議会事務局長 脇 俊明 書 記 佐々木 猛

書 記 奥川賀夫 書 記 家倉義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

4番 谷 節夫 5番 奥村 仁

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

家崎仁行議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、平成30年第2回紀北町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開く前に、少しお時間をいただきたいと思います。

今般の大阪府北部を震源とする地震で、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りする とともに、被災された方々に対し心からお見舞い申し上げます。

今なお、予断を許さない状況でありますが、今後の一刻も早い復旧を心から祈り申し上げます。お時間どうもありがとうございました。

家崎仁行議長

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は15名でありまして、定足数に達しております。

なお13番 奥村武生君から所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上 げます。

議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

脇議会事務局長。

脇俊明議会事務局長

皆さんおはようございます。

それでは、議事日程表を朗読させていただきます。

平成30年第2回紀北町議会臨時会議事日程(第1号)

平成30年6月26日(火曜日)午前9時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第44号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結につい て

以上でございます。

家崎仁行議長

これより、本日の会議を開きます。

日程第1

家崎仁行議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

4番 谷 節夫君

5番 奥村 仁君

のご両名を指名します。

日程第2

家崎仁行議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3

家崎仁行議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る6月19日に議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等について、ご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集にあたり、付議された事件は、議案第44号 三浦及び矢口漁港海岸保全施 設整備事業の委託事業契約の締結についての1件でございます。

次に、地方自治法第121条の規定により提出案件等のため、あらかじめ出席を求めました ところ、尾上町長はじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告 申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

家崎仁行議長

それでは、これより議案の審議に入ります。

日程第4 議案第44号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてを議題といたします。

お諮りします。

本議案の審議にあたっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

それでは提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜わり厚く御礼 を申し上げます。

それでは本議会臨時会に上程をいたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上 げます。

議案第44号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結についてでありますが、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、漁港海岸工事に豊富な知識と経験を持った三重県に工事を委託することから、三重県と委託事業契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が求めるものであります。

以上、議案第44号につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきまして は、担当課長に説明をいたさせます。なにとぞ慎重審議のうえご可決賜わりますようよろし くお願い申し上げます。

家崎仁行議長

続いて、内容説明を求めます。

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

おはようございます。

それでは、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第44号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約の締結について 次のとおり委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業(平成30年度分)
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 5億2,787万5,000円
 - うち三浦漁港海岸分2億9,355万円
 - うち矢口漁港海岸分2億3,432万5,000円

4 契約の相手方 三重県津市広明町 13番地

三重県

三重県知事 鈴木英敬

平成30年6月26日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、漁港海岸工事に豊富な知識と経験を持った三重県に工事を委託することから、三重県と委託事業契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

それでは、内容について説明させていただきます。

今回提案させていただいております委託事業契約につきましては、平成30年度予算にかかる事業を、三重県に委託するための契約を締結するにあたって、議会の議決が必要となるものでございます。

今回の委託事業契約につきましては、平成23年度から継続事業として実施している漁港海岸保全施設整備事業の平成30年度分として、国の交付金、補助金を活用した事業分と、町単独事業分に事務費分を合わせた5億2,787万5,000円で、三重県と契約を行うものでございます。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

議案書2ページをお願いいたします。

上の表が、平成30年度における、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の三重県へ委託 する部分の委託事業契約における、契約額の内訳でございます。

まず、三浦漁港海岸でございますが、事業費が2億8,500万円、事務費が855万円でございまして、合わせて2億9,355万円となっております。

矢口漁港海岸につきましては、事業費 2 億2,750万円、事務費が682万5,000円でございまして、合わせて 2 億3,432万5,000円となっております。

合計 5 億2,787万5,000円が契約額でございます。

続きまして、下の表の事業費概要でございます。

この表は、三重県との委託契約にかかる部分以外の事業も含めた、平成30年度の現時点の 事業の予定を表したものございます。

まず、三浦漁港海岸でございます。

平成30年度の三浦漁港海岸につきましては、補助金と交付金の2つの事業で実施いたしますが、補助金とありますのは、6月補正予算でお認めいただきました漁港機能増進事業補助金にかかるもので事業費2億円でございます。

次に交付金とありますのは、継続して交付を受けております農山漁村地域整備交付金にかかるもので事業費8,500万円でございます。

工事内容としましては、補助金分が、堤防工と附帯工で1億5,500万円、陸閘工2基で4,000万円、樋門工1門で500万円で合わせて2億円ございます。

交付金分が、堤防工と附帯工、昨年度委託契約分の古戸川水門にかかる附帯工で合わせて 8,500万円でございます。

続きまして、平成30年度の矢口漁港海岸につきましては、交付金事業と町単事業の2つの事業で実施いたします。交付金とありますのは、継続して交付を受けております農山漁村地域整備交付金にかかるもので、事業費8,000万円でございます。このうち、三重県に委託せず、町が直接行う事業といたしまして、用地取得に要する費用にかかる用地費100万円と補償費150万円を予定しております。

したがいまして、交付金事業分では、県に委託しない事業費分250万円を除きまして、三 重県に委託する交付金分の事業費といたしましては7,750万円でございます。

次に、町単事業とありますのは、平成30年度から合併特例債を活用して実施するもので事業費1億5,000万円の全額を三重県に委託するものでございます。

工事内容としましては、交付金分が堤防工で7,750万円でございます。町単事業分が堤防工と仮設工で1億5,000万円でございます。

次に、施行期間であります。

施行期間につきましては、議決の日から平成31年3月31日までを予定しております。

続きまして、3ページの三浦漁港海岸の平面図をご覧ください。

平成30年度の予定箇所につきましては、図面中の赤色で着色した部分とオレンジ色で着色 部分を予定しております。また、図面の左が起点側で右が終点側となります。

赤色で着色した部分は、農山漁村地域整備交付金の施行対象部分でございます。

主なものとしましては、図面左側の起点側から堤防工31m、中央部分付近のコンクリート

舗装の附帯工、古戸川水門下流に護床を設置する附帯工、一番右の終点側の道路沿いに胸壁 を設置する附帯工でございます。

オレンジ色で着色した部分は、漁港機能増進事業補助金の施行対象部分でございます。

主なものとしまして、中央付近の堤防工53mと陸閘1基で、この陸閘から堤防内に車両の通行できるスロープを2方向に設置するものとなっております。

図面右の終点側のオレンジ色部分は、堤防工22mと陸閘1基、樋門1門で、この陸閘から堤防内に車両の通行できるスロープを設置するものとなっております。

続きまして、4ページをご覧ください。

資料3は資料2の平面図では、交付金で施行する一番左の起点側の赤色に着色した部分にかかる堤防工の標準断面図でございます。平成30年度施行分は赤色で着色した部分でございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

資料4は資料2の平面図では、補助金で施行する中央付近のオレンジ色に着色した部分にかかる堤防工の標準断面図でございます。平成30年度施行分はオレンジ色で着色した部分でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

資料5は、補助金で施行する終点側のオレンジ色に着色した部分にかかる堤防工の標準断面図でございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

資料6でございますが、補助金で施行する陸閘の2基の構造図でございます。

上の陸閘工2は中央付近の陸閘で、下の陸閘工3は右側、豊浦寄りの陸閘で、どちらも動力式の横引きゲートでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

資料7は、交付金で施行する附帯工の断面図でございます。

左の図面が、終点側の町道に沿って設置する胸壁工の標準断面図で、右の図面が、古戸川 水門の下流側の護床工の標準断面図でございます。

三浦漁港海岸につきましては、以上でございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

資料8は矢口漁港海岸の平面図でございます。

平成30年度の予定箇所につきましては、交付金で施行するA区間と、町単独事業で施行す

るB区間のどちらも赤色で着色した部分の施行を予定しております。

主なものとしまして、A区間では、平成29年度堤防工に引き続き施行する①の堤防工60mと、A区間左側の②堤防基礎工120mでございます。

B区間では、堤防基礎工60mと、海側に工事スペースを確保するための仮設工でございます。

続きまして、10ページをご覧ください。

資料9は、先ほどの平面図では、A区間の①の堤防工の標準断面図でございます。

続きまして、11ページをご覧ください。

資料10は、先ほどの平面図では、A区間の②の堤防の標準断面図で赤色に着色した部分が 場防基礎工の施行箇所でございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

資料11は、先ほどの平面図では、町単独事業のB区間の堤防工の標準断面図で、赤色に着色した部分のうち左側が堤防基礎工に当たる部分で、右側が海域に濁水対策の締め切り矢板を設置し、この海域側の矢板の内側に、採石を入れて工事作業スペースを確保する仮設工でございます。

続きまして、13ページをご覧ください。

資料12は、前のページでも説明しました町単独事業のB区間の仮設工部分を赤色で着色したもので、海域に濁水対策の締め切り矢板を設置し、内側に採石を入れて工事作業スペースを確保するものでございます。

議案第44号につきまして説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願いしたします。

家崎仁行議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これから質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し採決いたします。

お諮りします。

日程第4 議案第44号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

家崎仁行議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

家崎仁行議長

これで本日の会議を閉じます。

それではこれで、平成30年第2回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 9時 48分)

地方自治法第 123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 30 年 7 月 3 1 日

紀北町議会議長家崎仁行

紀北町議会議員 谷 節夫

紀北町議会議員 奥村 仁